

## 滋賀県での自治会等における男女共同参画に関する取組み

～男女共同参画実践モデル地域支援事業～

滋賀県企画県民部男女共同参画課

### 1 自治会等への取組みを進めることになった経緯

#### (1) 県民は総じて社会活動への参加率が高い

◇ 自由時間における「まちづくり活動」の行動者率

(総務庁H13社会生活基本調査)

男性	女性
①鹿児島県 27.1%	①滋賀県 22.3%
②滋賀県 26.0%	②鹿児島県 21.9%
③山形県 25.0%	③佐賀県 21.5%
④福井県 24.8%	④岐阜県 20.9%
⑤島根県 24.4%	⑤石川県 20.9%
(全国平均 14.0%)	(全国平均 14.1%)

(年齢別行動者率：図1)

#### (2) 家庭、職場、地域社会の中で、最も男女間の不平等を感じるのは「地域社会」

◇ 県民の男女共同参画意識が徐々に浸透(県政世論調査結果：図2)

◇ 自治会長・副会長にしめる女性の割合は5.3%(H13.11現在)

#### (3) 地域社会で今後必要な取組は、子育て支援、古い慣習・慣行の見直し、女性の参画方針決定への参画

(県政世論調査結果：図3)

#### (4) 県男女共同参画懇話会から、「地域ぐるみの取組み」の促進の重要性が提言

◇平成13年3月滋賀県男女共同参画懇話会提言書―抜粋―

本県の特徴として挙げられる県民の社会活動への高い参加意識を生かして、自治会等の地域から男女共同参画社会づくりを進める「地域ぐるみの取組み」の促進が重要です。～地域から男女共同参画に向けた実践活動が県内全域に広がっていくことが期待されます。

## 2 男女共同参画実践モデル地域支援事業について

### (1) 平成12年度の自治会等への取組み

- ◇ 県内全自治会長を対象にアンケート調査の実施（平成13年1～3月）
  - 会長、副会長など、自治会を代表する役職に女性は極めて少なく、また、自治会の運営方針の決定過程への女性の参画も4分の1に留まっている。
  - 会長の選出方法は「選挙」が多数(54%)を占め、世帯単位の投票が主流だが、成人男女全員に投票権がある自治会(16団体)もある。
  - 集会の際の座る場所は来た順が主流。役割分担は、男性が会場準備や後片付けを、女性はお茶の準備などの台所まわりを多く分担。
  - 女性を対象にした協同奉仕作業の際の追加費用徴収(いわゆる出不足料)が、県内自治会の2.5%で存在。
  - 地域の祭り等の伝統的行事で、「企画・運営に参画しているのは限られた人である。」との回答が最も多い。
- ◇ 地域リーダーのための手引き書を作成
- ◇ 地域住民向け啓発ビデオ「FREE YOUR MIND～本音を語りましょう!～」を作成し、市町村に配布。  
内容：若い夫婦が、日常生活や自治会活動を通じて、慣習等の見直しの必要性を痛感し、そのことを地域住民に提言していくドラマ

### (2) 男女共同参画実践モデル地域支援事業

#### ① 事業のねらい

- ◇ 住民による男女共同参画社会づくりに向けての取組みにより、自治会運営や各種行事、慣習慣行等についての見直しを行い、自治会活動の活性化を目指す。
- ◇ モデル自治体でのさまざまな実践活動を通じて形成された、新しい地域運営や自治会運営の手法や取組みを、県内全域での自治会での主体的な取組みにつなげていく。

#### ② 事業の概要

市町村がモデル地域（自治会・町内会・区）を指定し、地域住民自らが主体的に男女共同参画の取組みに関わる事業を2か年にわたって推進する。

#### ■ 具体的な取組事例

- ・住民学習会の開催
  - 講師を招いての研修会の開催
  - 県制作のビデオを用いた学習会 等
- ・地域の課題把握
  - アンケート調査の実施（成人男女全住民を対象になど）
  - 組（班）や各種団体毎の小規模な話し合い

・その他の取り組み

- 男女共同参画に関する講座・セミナー等への住民の参加
- 男性の料理教室の開催
- 祭りへの女性の参加
- 区役員への女性の割当制の導入

■ 実施箇所数

- ・平成13～14年度 12地域（7市町）
  - ・平成14～15年度 23地域（10市町）
- 主として、農村地域の自治会で実施されている。

■ 補助金

1か年10万円以内で2か年間補助（県1／2、市町村1／2）

■ 専門家支援委員および地域づくりアドバイザーによる支援

男女共同参画センターが養成した「地域づくりアドバイザー」が、専門家支援委員（学識経験者で構成）の支援のもと、割り当てられた自治会に対し、直接かつ継続的に事業を進めていくにあたってのさまざまなアドバイスを行い、そういった支援を通じて得られたノウハウや課題などの情報を、専門家支援委員・アドバイザーで共有することにより、アドバイザー自身の資質の向上にもつなげている。

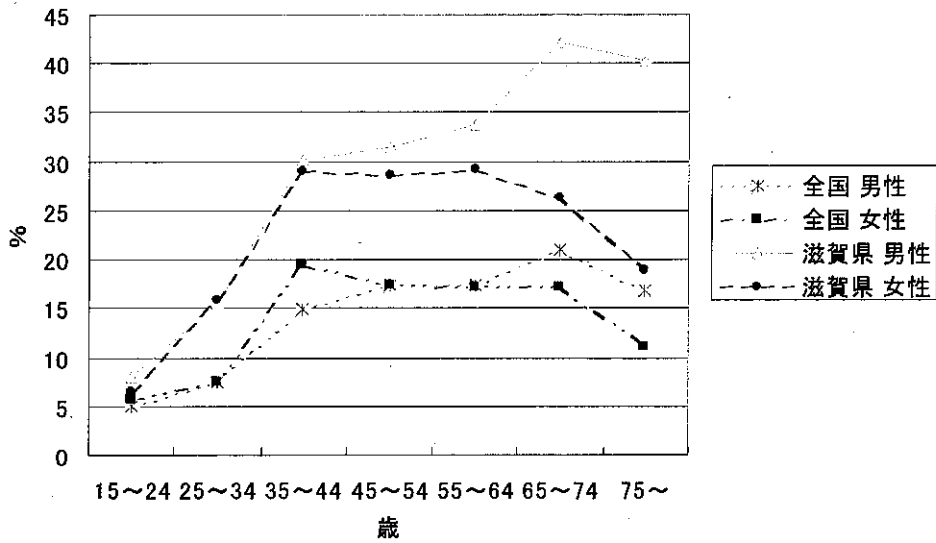
■ 地域づくり実践交流会の開催

モデル自治会での男女共同参画によるまちづくりについて、交流会参加者が事例をもとに意見を出し合い、交流を深め、今後の活動に資することを目的に県が実施。

③ 今後の課題

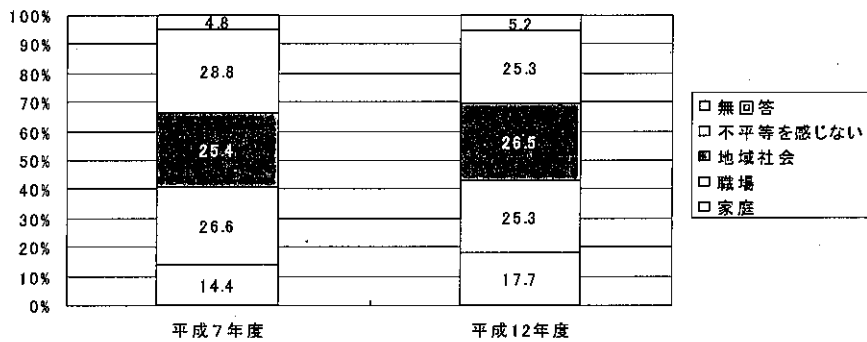
- ◇ モデル自治会における実践事例の分析と自治会活動の効果的な取り組み手法の提示が必要。
- ◇ 県内のすべての自治会や市町村の主体的な取り組みに、いかにつなげていくか。
- ◇ NPO等の団体による新しいまちづくり活動との交流

図1 自由時間における「まちづくり活動」行動者率



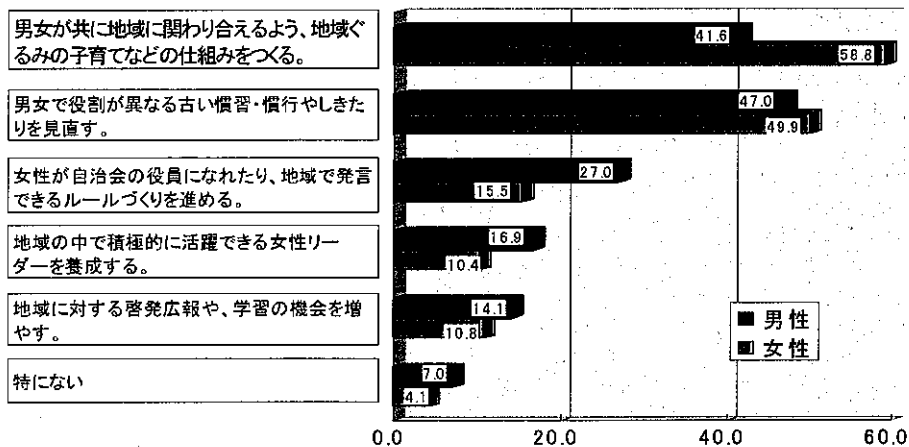
<社会生活基本調査（総務省 H13）より>

図2 男女の不平等感の割合



<県政世論調査 より>

図3 地域社会において男女共同参画を実現するために必要なこと（複数回答）



<第33回県政世論調査（H12）より>

「男女共同参画実践モデル地域支援事業」概念図

モデル地域に対する事業費補助

自治会（モデル地域）

住民ぐるみで男女共同参画の取り組みを進めようとする自治会（町内会・区等）で実施。  
<2か年継続>

1年目必須:

- ・推進員の設置
- ・事業計画作成時の、アドバイザーによる支援
- ・地域の課題把握

2年目必須:

- ・一年目で明らかになった課題、方針に従い事業推進
- ・「取り組み宣言」の策定

（具体的な取り組みの例）

- ・課題把握のためのアンケート調査、住民ワークショップの開催
- ・住民学習会の実施
- ・女性センター講座等への出席
- ・住民向け広報の実施
- ・慣習・慣行の見直し

自治会での事業実施に要する経費を支出（補助・委託）

市 町 村

市町村に対し補助  
補助率1/2

県

直接支援

（支援のためのしくみ）

効果的な支援方法を議論し、取り組みに反映します。

専門家支援委員

- ・事業展開やモデル地域での支援手法について、アドバイザー等に「アドバイス」を行う。

地域づくりアドバイザー

- ・モデル地域での事業実施にあたり、継続的に直接支援を行う。  
（講師選定、事業推進アドバイス等）
- ・モデル地域での実践活動や、自身の支援活動を通じ明らかになった問題点を共有、議論する。  
（＝「アドバイザーミーティング」）

市町村男女共同参画担当課

県男女共同参画課

- ・「アドバイザーミーティング」の運営
- ・モデル地域における実践活動の集約・分析<（財）滋賀総研に委託>
- ・事業の円滑な進行のための連絡調整（市町村・アドバイザー・支援委員）

手法・ノウハウの開発・蓄積・発信

- ・地域づくり実践交流会の開催

他地域への波及効果

男女共同参画による  
地域運営手法の確立

地域における住民意識の変革

